

東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則

東 京 都 港 湾 局

目 次

東京都港湾環境整備負担金条例·····	1
東京都港湾環境整備負担金条例施行規則·····	9
参考条文·····	2 1

東京都港湾環境整備負担金条例

○東京都港湾環境整備負担金条例

(昭和55年3月28日条例第58号)

改正 昭和60年3月30日条例第40号

昭和62年3月20日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第43条の5第1項の規定に基づき、東京都が徴収する港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担対象工事)

第2条 負担金は、東京都が実施する東京港における港湾工事で次の各号に掲げるもののうち、知事が指定するもの（以下「負担対象工事」という。）について徴収する。

- 一 法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。施設の敷地を含む。）及び同項第9号の3に規定する港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 法第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯を除く。施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事
- 四 前号に掲げる施設の維持の工事
- 五 港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除その他の処理の工事、汚濁水の浄化のための工事及び漂流物の除去その他の清掃のための工事

2 知事は、負担対象工事として指定しようとする工事を実施するときは、あらかじめ、その種類を告示するものとする。

3 第1項に規定する知事の負担対象工事の指定は、工事の完了後次の各号に掲げる事項を告示することにより行う。

- 一 工事の種類
- 二 工事の名称
- 三 工事の実施された場所
- 四 工事の完了した日
- 五 工事に要した費用

六 負担区域

七 工事費に対する負担の割合

八 工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場若しくは事業場の敷地の面積の合計又はその面積の合計に負担区域内における工場若しくは事業場の設置予定区域の面積として知事が定める面積を加算した面積

4 負担金は、工事の完了した日から3年以内に前項に規定する告示をしなかつた場合は、徴収することができない。

(負担金対象事業者)

第3条 負担金を負担すべき者は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める事業者（国及び地方公共団体を除く。以下「負担対象事業者」という。）とする。

- 一 負担対象工事が前条第1項第1号又は第3号に掲げる工事である場合
イ 当該工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（前条第1項第3号に掲げる工事である場合は、水面を含む。以下本号及び次条第1号において同じ。）の面積の合計が1万平方メートル以上であるものに係る事業者
ロ イに掲げる事業者のほか、当該工事の完了した日後10年間に、その負担区域内において、その敷地の面積の合計が1万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者

二 負担対象工事が前条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる工事である場合

当該工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（前条第1項第4号又は第5号に掲げる工事である場合は、水面を含む。次条第二号において同じ。）の面積の合計が1万平方メートル以上であるものに係る事業者（昭60条例40・昭62条例35・一部改正）

(負担金の額)

第4条 負担対象事業者の負担すべき負担金の額は、当該負担対象工事に要した費用の額に2分の1の割合（知事が当該負担対象工事の種類、規模等を考慮して2分の1未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）

を乗じて得た額に、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 負担対象工事が第2条第1項第1号又は第3号に掲げる工事である場合

イ 前条第1号イに規定する負担対象事業者にあつては、当該工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として知事が定める面積を加算した面積（以下本号において「工場等敷地面積」という。）に対する当該負担対象事業者の負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計の割合

ロ 前条第1号ロに規定する負担対象事業者にあつては、工場等敷地面積に対する当該負担対象事業者の負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積（既に当該工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

ハ 前条第1号イ又はロに規定する負担対象事業者が当該工事の完了した日後10年間に、当該負担区域内において工場又は事業場の敷地の面積を増加したときにあつては、工場等敷地面積に対する増加後の負担区域内にある当該工場又は事業場の敷地の面積（既に当該工事に係る負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

二 負担対象工事が第2条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる工事である場合

前条第2号に規定する負担対象事業者にあつては、当該工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する当該負担対象事業者の負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計の割合

（負担区域）

第5条 前3条に定める負担区域は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一 負担対象工事が第2条第1項第1号に掲げる工事である場合

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により東京港臨港地区として告示された地区（以下「臨港地区」という。）及び港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第15条の5第2項第1号に規定する予定埋

立区域（以下「予定埋立区域」という。）

二 負担対象工事が第2条第1項第2号に掲げる工事である場合

臨港地区

三 負担対象工事が第2条第1項第3号、第四号又は第五号に掲げる工事である場合

法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により東京港湾区域として告示された区域（以下「港湾区域」という。）及び臨港地区

2 前項第1号に規定する予定埋立区域は、知事が指定し、その位置及び面積を告示する。これを変更する場合もまた同様とする。

（工場又は事業場敷地面積の届出）

第6条 毎年3月31日において、現に臨港地区内及び港湾区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が1万平方メートル以上である工場又は事業場に係る事業者は、当該年の4月30日までに、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地面積その他の事項を知事に届け出なければならない。

2 前項に定める事業者のほか、新たに臨港地区内及び港湾区域内において敷地の面積の合計が1万平方メートル以上となった工場又は事業場に係る事業者は、その日から1月以内に、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地面積その他の事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項に定める事業者は、その届出事項に変更を生じたときは、その日から1月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（立入調査）

第7条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして工場又は事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査させ、関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（負担金の徴収）

第8条 知事は、負担対象事業者が納付すべき負担金の額を確定したときは、遅滞なくこれを当該負担対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた事業者は、規則で定めるところにより、知事が指定する期限までに負担金を納付しなければならない。
- 3 知事は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、負担金を減額し、又は免除することができる。

(東京都港湾審議会の意見聴取)

第9条 知事は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、東京都港湾審議会の意見をきかなければならない。

- 一 負担対象工事として指定することができる工事、負担金を負担させる事業者又は負担区域を変更しようとする場合
- 二 第2条第1項の規定により負担対象工事を指定しようとする場合
- 三 第5条第2項の規定により予定埋立区域を指定し、又は変更しようとする場合

(委任)

第10条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行し、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する工事について適用する。
- 2 施行日に現に臨港地区内及び港湾区域内にある敷地の面積の合計が1万平方メートル以上である工場又は事業場に係る事業者は、施行日から3月以内に、規則で定めるところにより、当該工場又は事業場の敷地面積その他の事項を知事に届け出なければならない。

附 則（昭和60年条例第40号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第35号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則

○東京都港湾環境整備負担金条例施行規則

(昭和55年3月28日 規則第37号)

改正 平成3年7月1日規則第321号

平成8年2月29日規則第21号

平成17年9月1日規則第162号

平成28年2月10日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都港湾環境整備負担金条例（昭和55年東京都条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(工場又は事業場の敷地面積)

第3条 工場又は事業場の敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積は、工場又は事業場のある一団の用地（水面を含む。以下同じ。）の面積とする。

2 前項の場合において、一団の用地を2以上の事業者が使用する場合における各事業者の工場又は事業場の敷地の面積は、一団の用地の面積に当該2以上の事業者がそれぞれ専用する面積（建築物を使用する場合にあつては、その床面積を含む。以下この項において同じ。）の合計に対する当該各事業者が専用する面積の割合を乗じて得た面積とする。

3 負担金の額の算定に用いる工場又は事業場の敷地の面積の合計に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(負担割合の変更)

第4条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、条例第4条の規定により、2分の1未満の負担の割合を定めることができる。

- 一 負担対象工事の必要を生じた原因が、主として負担区域内の事業者以外の者の行為にあると知事が認める場合
- 二 負担対象工事により、主として負担区域内の事業者以外の者が利益を受けると知事が認める場合

三 前2号に定めるほか、負担対象工事の種類、規模等を考慮し、負担の割合を2分の1とすることが適当でないとき知事が認める場合

(工場又は事業場の敷地面積等の届出)

第5条 条例第6条第1項又は第2項の規定による届出は、港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書(別記第1号様式)によらなければならない。

2 条例第6条第3項の規定による届出は、港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積変更届出書(別記第2号様式)によらなければならない。

3 前2項に規定する届出書には、工場又は事業場の位置図、平面図、面積を証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第7条第2項の規定による証明書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(負担金決定通知)

第7条 条例第8条第1項の規定による通知(以下「負担金決定通知」という。)は、港湾環境整備負担金決定通知書(別記第4号様式)によつて行うものとする。

(負担金の納付方法)

第8条 負担金の納付期限は、条例第2条第3項の規定による告示の日から4月を超えない範囲内において知事が指定する日とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

2 前項ただし書の規定により負担金を分割して納付しようとする者は、負担金決定通知を受けた日から起算して30日以内に港湾環境整備負担金分割納付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(負担金の減免)

第9条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、条例第8条第3項の規定により、負担金を減額し、又は免除することができる。

一 負担対象事業者が、離島航路整備法(昭和27年法律第226号)第3条の

規定に基づく航路補助金の交付を受けている場合

二 負担対象事業者が、港湾の環境の整備又は保全のために整備した公共の緑地の合計面積が、当該負担対象事業者の工場又は事業場の敷地（水面を除く。）の面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積以上となつた場合であつて知事が必要と認めるとき。

三 前 2 号に定めるほか、公益上その他特別の事由により知事が必要と認める場合

2 条例第 8 条第 3 項の規定により負担金の減額または免除を受けようとする者は、負担金決定通知を受けた日から起算して 30 日以内に港湾環境整備負担金減免申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（東京都港湾審議会への提示事項）

第 10 条 知事は、条例第 9 条第 2 号に掲げる場合において東京都港湾審議会の意見をきこうとするときは、条例第 2 条第 3 項各号に掲げる事項を示すものとする。

附 則

1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
2 条例附則第 2 項の規定による届出は、第 5 条第 1 項に規定する港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書（別記第 1 号様式）によらなければならない。

附 則（平成 3 年規則第 321 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都港湾環境整備負担金条例施行規則別記第 3 号様式及び第 4 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 8 年規則第 21 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都港湾環境整備負担金条例施行規則別記第 1 号様式、第 2 号様式及び第 4 号様式から第 6 号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 17 年規則第 162 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

第1項
東京都港湾環境整備負担金条例第6条 第2項 の規定により、工場又は事業場の敷地面積等を次
附 則 第2項
のとおり届け出ます。

工場又は事業場の所在地		敷地面積	専用面積	使用根拠	使用開始年月日	事業内容	摘 要
臨 港 地 区		m ²	m ²				
	(1) 小 計						
港 湾 区 域							
	(2) 小 計						
(1)+(2) 合 計							

備考 1 専用面積欄は、1団の用地を2以上の事業者が使用する場合にあつてはその専用面積、1つの建築物を2以上の事業者が使用する場合にあつてはその床面積を記入すること。
2 使用根拠欄は、所有、借用、共有又は占用許可等の区分を記入すること。

港湾環境整備負担金工場・事業場敷地面積変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

印

氏 名

〔法人にあつてはその主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

東京都港湾環境整備負担金条例第6条第3項の規定により、工場又は事業場の〔敷地面積、専用面積、使用根拠、事業内容〕の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の所在地		届 出 済 事 項		変 更 後 の 事 項			摘要
		敷地面積	その他の事項	変更年月日	敷地面積	その他の事項	
臨 港 地 区		m ²			m ²		
	(1) 小 計						
港 湾 区 域							
	(2) 小 計						
(1)+(2) 合 計							

備考 1 敷地面積、専用面積、使用根拠、事業内容のうち変更のあつた事項を○で囲み、専用面積、使用根拠、事業内容の変更があつた場合にあつては、その内容をその他の事項欄に記入すること。

第 号
身 分 証 明 書
住 所 所 属 職 氏 名 年 齡
上記の者は、東京都港湾環境整備負担金条例第 7 条第 1 項の規定により、工場又は事業場その他の場所に立入調査することができる者であることを証明します。
交 付 年 月 日 有 効 期 間
東京都知事
印

（日本工業規格 B 8）

（裏）

東京都港湾環境整備負担金条例
（ 抜 粋 ）
第 7 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして工場又は事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を調査させ、関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により、立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人に提示しなければならない。

港湾環境整備負担金決定通知書

第 号
年 月 日

宛

東京都知事 印

年度施行の工事に係る負担金を次のとおり決定したので、東京都港湾環境整備負担金条例第8条第1項の規定により通知します。

記

工種の種類	工事の名称	負担金の対象となる敷地面積	負担金の額
計			

納付期限及び納付場所は、別途発行する納入通知書により通知します。
(審査請求及び処分取消の訴えの教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

港 湾 環 境 整 備 負 担 金
分 割 納 付 申 請 書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

東京都港湾環境整備負担金条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次の
とおり負担金の分割納付を申請します。

1 納付すべき負担金の額

2 分割納付の計画

回	納付年月日	金 額
1		
2		
3		

3 分割納付申請の理由

4 その他

港 湾 環 境 整 備 負 担 金
減 免 申 請 書

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、その主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

東京都港湾環境整備負担金条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり
負担金の 減額 免除 を申請します。

- 1 納付すべき負担金の額
- 2 減額 申請の額
免除
- 3 減額 申請の理由
免除
- 4 減額 事由に該当することを証する書面
免除
- 5 その他

参 考 条 文

○ 港 湾 法

○ 港 湾 法 施 行 令

○ 港湾法（抜粋）

（昭和25年5月31日 法律第218号）

改正 平成18年5月17日 法律第38号

（港湾環境整備負担金）

第43条の5 国土交通大臣又は港湾管理者は、その実施する港湾工事（国土交通大臣の実施する港湾工事にあつては、港湾施設を建設し、又は改良するものに限る。）で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第2条第2項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、国土交通大臣にあつては国土交通省令で、港湾管理者にあつては条例で、当該工場又は事業場に係る事業者は、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にあつては交通政策審議会、港湾管理者にあつては地方港湾審議会の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により納付された負担金の額に第52条第2項に規定する負担割合を乗じて得た金額に相当する額の同項の規定による負担金を、同項の規定により費用を負担した港湾管理者に還付するものとする。

本条一追加（昭和48年法律54号）

○港湾法施行令（抜粋）

（昭和26年1月19日 政令第4号）

改正 平成18年8月18日 政令第277号

（港湾環境整備負担金の負担の基準）

第15条の5 法第43条の5第1項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第43条の5第1項の規定による負担金（以下この項において「港湾環境整備負担金」という。）を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不相当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が1万平方メートル（国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して5千平方メートル以上1万平方メートル未満の範囲内でこれと異なる面積を定めたときは、当該面積。ロにおいて同じ。）以上であるものに係る事業者

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、イに掲げる事業者のほか、当該港湾工事の完了した日後10年間に負担区域内において、その敷地の面積の合計が1万平方メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額にロ（一）若しくは（二）又はハに掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額（国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額）とすること。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に2分の1の割合（国土交通大臣等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して2分の1未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあつては、次に掲げる割合

(一) 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（(二)において「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

(二) 当該港湾工事の完了した日後10年間に前号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

ハ 当該港湾工事がロに掲げる工事以外の工事である場合にあつては、当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の合計の割合

2 前項の負担区域は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める区域とする。

一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合

当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、国土交通大臣等が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定めた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合

港湾区域及び臨港地区（港湾区域の形状等により、港湾工事が当該港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合にあつては、国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地域）